

奈良県感染症対策連携協議会の傍聴に関する取扱

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、原則として、会議の前日の午後 1 時まで、電話またはファックスにより、医療政策局疾病対策課新型コロナ感染症対策係へお申し込みください。ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときには、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を締切日とします。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。
- (3) 傍聴者の定員は、原則として 5 名とします。なお、報道関係者が入る場合は、これとは別に傍聴席を設けます。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 委員は、傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは注意し、なお、これに従わないときは、退場を命じる場合があります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を遵守してください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、公然と意見を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 写真撮影、録画等を行わないこと。ただし、委員が認めた場合は、この限りではない。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。